

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(児童家庭課)

—

公布された規則のあらまし

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第八十四号)

趣旨及び内容

母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴い、生活資金及び特例児童扶養資金の貸付けを受けようとする者が申請書に添付すべき書類を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八十四号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十二年北海道規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条」の下に、「及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第二百七号。以下「改正政令」という。)(附則第四十条第十項)」を加える。

第二条ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「第二十九条」の下に「及び改正政令附則第四十条第十項」を加える。

第三条第一項中「第十条第一項」の下に、「又は改正政令附則第四十条第一項」を加え、同項

第六号の表生活資金の項中「五年未満の場合には、その事実」を「七年未満であること」に改め、同表児童扶養資金の項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改める。
第六条中「第八条第一項」の下に、「(改正政令附則第四十条第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九条第一項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に、「第七号」を「若しくは第七号」に、「第十二号」を「改正政令附則第四条第二項」に改める。

第十一条第一項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改める。

第十二条の二第一項中「第六項」を「改正政令附則第四条第五項」に改める。

第十三条中「第十五条」の下に、「(改正政令附則第四十条第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十四条第一項中「第十八条第一項」の下に、「又は改正政令附則第四条第八項」を加え、同条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第三号中「政令第十八条第一項第三号」を「改正政令附則第四条第八項」に改める。

第十五条第一項中「第十七条第二項」の下に、「及び改正政令附則第四条第十項」を加える。
第十八条中「第十一条」の下に「若しくは改正政令附則第四条第六項」を加え、「の貸付け」を「技能習得資金、生活資金、修業資金若しくは特例児童扶養資金の貸付け」に改める。

第十九条第一項中「各号の一」を「(改正政令附則第四条第十項において準用する場合を含む。)(各号のいずれか」に改め、同条第二項中「第十二条」の下に、「(改正政令附則第四十条第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十一条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に改め、同項第五号中「第十一条」の下に「又は改正政令附則第四条第六項」を加える。

第二十二条の二の表第六条の項の中欄中「第八条第一項」の下に、「(改正政令附則第四十条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第九条第一項の項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に、「第七号」を「若しくは第七号」に、「第十二号」を「改正政令附則第四条第二項」に改め、同表第十一条第一項の項中「児童扶養資金」を「特例児童扶養資金」に改め、同表第十二条の二の項中「第六項」を「改正政令附則第四条第五項」に改め、同表第十三条の項の中欄中「第十五条」の下に、「(改正政令附則第四条第十項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第十四条第一項並びに第二項第一号及び第二号の項中「並びに第二項第一号及び第二号」を削り、同項の中欄中「第十八条第一項」の下に「又は改正政令附則第四条第八項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第十四条第二項

政令第十八条第一項第一号

政令第二十九条において準用する政令第十八条第一項第一号

政令第十八条第一項第二号	政令第二十九条において準用する政令第十八条第一項第二号
--------------	-----------------------------

第二十二條の二の表第十五條第一項の項の中欄中「第十七條第二項」の下に「及び改正政令附則第四條第十項」を加え、同表第十八條の項を次のように改める。

第十八条	
政令第十条	政令第二十九条において準用する政令第十条
政令第十一条若しくは改正政令附則第四條第六項	政令第二十九条において準用する政令第十一条（第二項第二号及び第三号並びに第四項を除く。）
修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金又は特別児童扶養資金	修学資金、技能習得資金、生活資金又は修業資金

第二十二條の二の表第十九條の項の中欄中「第十二条」の下に「（改正政令附則第四條第十項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十一条第一項第五号の項の中欄中「第十一条」の下に「又は改正政令附則第四條第六項」を加える。

別記第一号様式中	児童扶養資金借入状況	児童扶養資金（特別児童扶養資金）借入状況	に改め、同様式末尾
----------	------------	----------------------	-----------

欄外注三の事項及び六の事項中「児童扶養資金」を「特別児童扶養資金」に改める。
別記第十二号様式の二の二中「（児童扶養資金）」を「（特別児童扶養資金）」に改める。

別記第十九号様式中「第 条第 項」の次に「（児童扶養資金法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項）」を加える。

別記第二十号様式中「第29条」の次に「及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第10項」を加える。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の母子及び寡

婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。